

第九十回 国家基本政策委員会合同審査会会議録 第一号

平成二十八年五月十八日(水曜日)

午後三時開議

委員氏名

衆議院

委員長 浜田 靖一君

理事 小此木八郎君 理事 木村 太郎君

理事 田中 和徳君 理事 御法川信英君

理事 山口 泰明君 理事 今井 雅人君

理事 山井 和則君 理事 井上 義久君

理事 稲田 朋美君 理事 高村 正彦君

理事 佐藤 勉君 理事 塩谷 立君

理事 鈴木 俊一君 理事 園田 博之君

理事 棚橋 泰文君 理事 谷垣 禎一君

理事 二階 俊博君 理事 野田 聖子君

理事 細田 博之君 理事 松野 博一君

理事 茂木 敏充君 理事 安住 淳君

理事 枝野 幸男君 理事 岡田 克也君

理事 高木 義明君 理事 太田 昭宏君

理事 志位 和夫君 理事 馬場 伸幸君

理事 小沢 一郎君

参議院

委員長 北澤 俊美君

理事 関口 昌一君 理事 鶴保 庸介君

理事 小川 敏夫君 理事 羽田雄一郎君

理事 江島 潔君 理事 太田 房江君

理事 岡田 直樹君 理事 堂故 茂君

理事 羽生田 俊君 理事 福岡 資麿君

理事 松下 新平君 理事 森屋 宏君

理事 加藤 敏幸君 理事 郡司 彰君

理事 西田 実仁君 理事 山口那津男君

理事 小池 晃君 理事 片山虎之助君

理事 中野 正志君

出席委員

国家基本政策委員会合同審査会会議録第一号 平成二十八年五月十八日

衆議院

委員長 浜田 靖一君

理事 小此木八郎君 理事 木村 太郎君

理事 田中 和徳君 理事 御法川信英君

理事 山口 泰明君 理事 今井 雅人君

理事 山井 和則君 理事 井上 義久君

理事 伊藤 忠彦君 理事 稲田 朋美君

理事 高村 正彦君 理事 佐藤 勉君

理事 塩谷 立君 理事 鈴木 俊一君

理事 園田 博之君 理事 棚橋 泰文君

理事 谷垣 禎一君 理事 野田 聖子君

理事 細田 博之君 理事 松野 博一君

理事 茂木 敏充君 理事 安住 淳君

理事 枝野 幸男君 理事 岡田 克也君

理事 高木 義明君 理事 太田 昭宏君

理事 志位 和夫君 理事 馬場 伸幸君

理事 玉城デニ一君

参議院

委員長 北澤 俊美君

理事 関口 昌一君 理事 鶴保 庸介君

理事 小川 敏夫君 理事 羽田雄一郎君

理事 江島 潔君 理事 太田 房江君

理事 岡田 直樹君 理事 堂故 茂君

理事 羽生田 俊君 理事 福岡 資麿君

理事 松下 新平君 理事 森屋 宏君

理事 加藤 敏幸君 理事 郡司 彰君

理事 西田 実仁君 理事 山口那津男君

理事 小池 晃君 理事 片山虎之助君

理事 中野 正志君

内閣総理大臣 安倍 晋三君

財務大臣 麻生 太郎君

国務大臣 (金融担当) 高市 早苗君

総務大臣

法務大臣

岩城 光英君

外務大臣 岸田 文雄君

文部科学大臣 馳 浩君

厚生労働大臣 塩崎 恭久君

農林水産大臣 森山 裕君

経済産業大臣 林 幹雄君

国務大臣 (原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当) 石井 啓一君

国土交通大臣 丸川 珠代君

環境大臣 中谷 元君

国防大臣 菅 義偉君

内閣官房長官 高木 毅君

国務大臣 (復興大臣) 河野 太郎君

国務大臣 (国家公安委員会委員長) 島尻安伊子君

消費者及び食品安全担当 (規制改革担当) 高野 太郎君

防災担当

国務大臣 (沖縄及び北方対策担当) 島尻安伊子君

クルールジャパン戦略担当

知的財産戦略担当

科学技術政策担当

宇宙政策担当

国務大臣 (経済財政政策担当) 石原 伸晃君

国務大臣 (少子化対策担当) 加藤 勝信君

男女共同参画担当

国務大臣 (地方創生担当) 石破 茂君

国務大臣 遠藤 利明君

内閣官房副長官 世耕 弘成君

政府特別補佐人 横畠 裕介君

(内閣法制局長官) 大町 寛君

衆議院国家基本政策委員会

専門員

参議院常任委員会専門員 美濃部寿彦君

本日の会議に付した案件

国家の基本政策に関する件

〔浜田靖一君会長席に着く〕

○会長(浜田靖一君) これより国家基本政策委員会合同審査会を開会いたします。

本日は、私が会長を務めさせていただきます。国家の基本政策に関する件について調査を進めます。

これより討議を行います。

討議に当たりましては、申合せに従い、野党党首及び内閣総理大臣は、決められた時間を厳守し、簡潔に発言を行うようお願い申し上げます。

また、委員及び傍聴議員各位におかれましても、不規則発言等、議事の妨げとなるような言動は厳に慎まれますよう、御協力をお願いいたします。

発言の申し出がありますので、順次これを許します。岡田克也君。(拍手)

○岡田克也君 民進党の岡田克也です。

総理、まず、始める前に一つ提案があります。お互い、これは国民が大変注目していると思っておりますので、私も長くならないようにしますので、総理の答弁も、御意見も余り長くならないように、お互い簡潔にお話をしたいというふうに思います。

さて、まず第一に、消費税の問題について議論したいと思っております。

総理は、たびたび、リーマン・ショックやあるいは大震災のような出来事がない限り、予定どおり来年の四月から一〇%にする、こういうふうに言ってきておられますね。

リーマン・ショック、麻生総理の時代ですけれ

ども、あのときは大変でした、確かに。四半期ペー
スで見ても、年率一〇%のマイナスが二期続いたわ
けですね。そのときと比べると現状はそういうこ
とではない、これは誰が見てもわかることだと思
うんですね。

ということとは、予定どおり一〇%、引き上げる、
一〇%にするということですね。端的にお答えく
ださい。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まず初めに、岡田
代表に、昨日成立をいたしました本年度補正予算
震災のための補正予算が御党の賛成のもとに成立
をいたしました。御党の御協力に心から感謝申し
上げたいと思います。

また、改めまして、熊本地震によってお亡くな
りになられた方々の御冥福をお祈りし、そして、
御家族の皆様にお悔やみを申し上げ、全ての被災
者の皆様にお見舞いを申し上げます。御党の御協
力に心から感謝申し上げます。
発災から三十四日が経過をしたところでござい
ますが、いまだに約一万人の方々が避難所での生
活を余儀なくされ、そしてまた、自動車の中で
時間を送っておられるわけでございます。

本日は、報道によると三十度近くまで気温が上
がるということでございますので、このテレビを
ご覧になっておられる方々もおられると思いま
すので、熱中症など、お体に気をつけていただき
たいと思いますが、我々も、避難所へのエアコン
の設置等、全力を尽くしていきたいと思えますし、
安心できる住まいの確保にまずは全力を尽くし、
生活の再建、なりわいの再建に政府一丸となつて
力を尽くしていきたいと思えます。

そこで、今の質問でございますが、今まで言っ
てきたとおりでございますが、まさに、世界に冠
たる社会保障制度を次の世代に引き渡していく上
において必要なものであるとの考え方のもとに、
三%の引き上げを行いました。

次の二%の引き上げにつきましては、従来から
申し上げておりますように、リーマン・ショック
あるいは大震災の影響のある出来事が起こらな
い限り引き上げを行っていく、予定どおり行つて

いく考えであります、いずれにせよ、そういう
状況であるか否かは、専門家の御議論も
いただき、適時適切に判断していきたい、このよ
うに考えております。

○岡田克也君 熊本の地震、これについては、
我々、七千億円の予備費という極めて異例なこと
を認めました。これは、今後の日程などを考える
と、本来であれば望ましいことではないと思いま
すけれども、国会できちんと、具体的な補正予算
を出してもらって審議するのが筋だと思いますけ
れども、我々はそれを受け入れて、成立、賛成さ
せていただいたところであります。

ぜひ透明性を持ってその予備費の支出をしてい
ただきたいというふうに思っております。
さて、先ほど、総理は予定どおりというふうに
言われました。そこで、私は、一年半前の解散時
衆議院の解散時の総理の記者会見を思い出すわけ
です。

そのときに総理は何とおっしゃったかといいま
すと、一〇%への消費税増税を再び延期すること
はない、ここではつきりと断言する、三年間、三
本の矢をさらに前に進めることで、必ずやその
経済状況をつくり出すことができる、こうおっ
しゃったわけですね。そして、経済判断断案も削
除された。つまり、必ず消費税を上げられる状況
に持っていくますよということとを解散時に約束さ
れた。そして、これはアベノミクス解散だとい
ふふうにおっしゃったわけですね。

経済の現状はどうか。もちろん、リーマン・
ショックのようなこととは違うということを先ほ
ど私申し上げましたが、しかし、順調な回復軌道
に乗っているかという、残念ながらそういう状
況ではない。きょうもGDPの数字が、一―三の
数字が出ましたけれども、消費はやはり力強いも
のではないという状況であります。

そういう状況である、つまり、なかなか消費税
を上げられるかどうか微妙な状況、あるいは上げ
られないかもしれない、そういう状況にあること
について、私は、やはりこの一年半の経済運営が

うまくいかなかったということだと思わなければ
すけれども、私、国民の皆さんにだけ断言され
て選挙されたわけですから、きちっと説明する責
任があると思っております。いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 本日、速報値が出
ました。年率でいえば名目二%、そして実質一・
七%の成長でございます。一月、二月、三月で
あります。その結果、安倍政権下、いわゆる三本
の矢の政策、アベノミクスと言われる政策を進め
てきて以来のこの三年間の結果どうなったかとい
えば、名目で六・四%の成長でありまして、実質
で二・五%でありますから、我々の経済政策は功
を奏している、こう思っているわけでございます。

そしてまた……(発言する者あり) 今、えっと
いう声でございますが、名目六・四%です。よ
その前は……(発言する者あり) 今、実質という
声でございます。そういう声がございましたの
で答えさせていただきますと、民主党政権時代は
実質五・七%でありましたが、名目は〇・七%と
いうことは、どうということかと、五%のデ
フレだったということを示しているわけでありま
して、名目も実質も大切ですが、しかし、給料に
明細書に書いてある数字は、まさにこれは名目な
んです。収入は名目、税収も名目であります。

そして、もう一つ大切なことは、必ず名目が実
質を上回らなければならぬ。それがまさにデフ
レではないという状況であります。デフレとい
うのは逆の状況、ずっとこの逆の状況が続いてきた
のを、我々安倍政権ができて以降、自公連立政権
ができて以降、名実の逆転を正常化させることが
できたと思えます。これは二十年近く続いていた
デフレから脱却する上において、私は、大きな一
歩であったことは間違いないのではないかと、この
ように思っています。

○岡田克也君 私は、総理のやられた経済政策を
全否定するつもりはないんです。実績を上げたこ
ころもあるというふうに思っています。ただ、二
十年間デフレだったという、その二十年のほとん
どは自民政権でですからね、そのことも申し上げ

ておきたいというふうに思います。

今言われましたけれども、例えば、きょうの数字
に基づいて、昨年度の名目と実質、一月時点で
の政府見通しは、実質が一・二%、昨年度ですね。
そして名目が二・七%だったわけですね。それが、
今回の数字をもとにして計算すると、結果が出た
わけですけれども、実質が〇・八、つまり一・二
から〇・八に下方修正、そして名目は二・七から
二・二に下方修正ということ、一月段階、つま
り半年前の政府の見通しをかなり下回った。一・
二が〇・八、実質でいうと、かなり下がってしまっ
ているわけですね。だから、私はうまくいって
いないというふうに思っています。

いや、うまくいっているから、もう消費税もちゃ
んと一〇%に上げます、そういうことなかもしれ
ませんけれども、私は、この経済運営、あれだけ、
これから三年間で必ず消費税を上げられる状況に
持っていくますというふうに国民に約束した、そ
の約束が果たされていないなら、私は、内閣総辞
職だ、そういうふうに思います。そのぐらいの
責任があるということとを申し上げておきたいと思
います。

その上で、自民党の中にいろいろな議論があり
ますね。例えば、公約違反とか、アベノミクスが
失敗だ、こういうことはいらないけれども、G7
で国際協力が言われる中、あるいは機動的財政出
動、財政政策の調和が言われる中で、やむを得ず
一〇%を先送りする、こういうふうには、ここ二週
間ぐらいの間に総理が言われるんじゃないか、そ
ういう意見もあります。自民党の中にもそれを期
待している意見もあると思えます。そういうこと
はないと断言されますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 二十年間の間の多
くは自民政権ではなかったかという御指摘がご
ざいました。これは、前から私も申し上げて
おります。ほとんどは自民政権でありましたし、
安倍政権も含まれています。前の安倍政権下にお
いても企業は最高の収益を上げておりましたが、給
料は伸びなかった、そうした反省も含めて今政策

を遂行しているんだということは申し上げておきたいと思えます。

そこで、世界経済の状況であります。

世界経済の状況について言えば、一五年については、リーマン・ショック後においては最低の成長率になりました。つまり、下方リスクがあるという点ではみんな認識を一にしているところでありまして、これが景気循環を超えるリスクとして顕在化してくるかどうかということについては注目をしているわけでありまして、注目をしなければならぬと私は考えています。そこで、不透明さを増す状況の中において、中国の経済の減速というリスクもありますし、テロの問題等もあります。

そうした認識においては、これはもう世界共通の認識と言ってもいいと思えますし、先般回ってきたイタリア、フランス、ドイツそしてイギリス、それぞれの国々の認識もそうでありましたし、EUの認識もそうでありました。そういう中において、G7としてどういう責任を果たしていくべきかということについて議論をしてきたわけでありました。

そこで、私としては、需要を創出していくべきであろう、供給の制約要因は取り除いていかなければならないということについては認識が一致したところでございます。

あしたも国際金融経済分析会合を開いて専門家の意見を聞くところでございますが、その上において、G7において議論を進めていきたい。その中で、日本はG7の議長国としてどのような責任を果たしていくかということについてしっかりと考えなければならぬ、こう思っているところでございます。

○岡田克也君 総理が今言われた、中国の経済がどうなるか、新興国がどうなるかというようなく、あるいは石油の価格がどうなるかというようなく、それがあるということは共通の認識だと思っております。しかし、それに対してどう対応していくか、その認識が、ことしかなりリスクが高い

のか、もう少し、数年間のタイムで物事を考えるのかということでは対応は変わってくると思っております。

総理は、機動的な財政出動だ。これは、まさしくすぐそういうことがあり得るということでは機動的な財政出動。しかし、ヨーロッパの国々の中には、もう少し長いタイムで見ると、やはり大事なものは構造改革だ、そういうものに耐えられるようにするために構造改革が必要で、単年度で財政出動したって余り意味がないね。そういう考え方の違いがあるということは申し上げておきたいと思えます。

そこで、総理、ぜひ私は聞いたことに答えていただきたいんですね。このサミットの前後で、いや、やはり一〇％は再延期する、そういうふうに言われることはないんですかと聞いています。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほど申し上げておりますように、経済というのには生き物でもあります。ですから、その中において、私は、リーマン・ショック級の出来事あるいは大震災、そうした大きな影響を及ぼす事態が起こらない限り消費税を上げていくという従来の方針に変わりがないというところは述べているとおりでございます。そして、今、岡田さんがおっしゃったように、世界にはさまざまな意見がございます。

短期的に効く、つまり金融政策を行っているのは、金融緩和を行っているのは、ECBもそうですし、日本銀行もそうです。アメリカのFRBもそうです。そういう中においては、財政政策が比較的効力を及ぼしていくという考え方はあるわけでありまして、こういう考え方には、日本も、米國も、恐らくカナダも、イタリアも、フランスも、そしてEUにおいても大体これは共有していただいているのではないかと、こう思うわけでございます。

そして、他国、それぞれの国は、しかしそれぞれの事情があるわけでございまして、そしてまた、経済の状況についてのリスクに対する認識、危機

感というのは大体私は共有できているのではないかと、こう思っています。それは、今そういうリスクが顕在化するおそれがないと考えている首脳は私はいない、こう考えておりました、そういう中で何をやるかということ議論したわけでありまして、

○岡田克也君 私二度お聞きして、サミットの前後で一〇％引き上げ再延期はないんですかと聞いて、総理がお答えになりました。それから、私はないと理解しますよ。もしそれで再延期するということになる、これは国民に対してきちんと説明する説明責任が生じるということは申し上げておきたいと思えます。

私も、総理御存じのように、与党時代に、野田総理とともに社会保障・税一体改革を担当大臣としても推進してまいりました。やはり次の世代に大きな債務を残すわけにはいかない、同時に、社会保障制度の持続可能性は重要だ、そういうふうな考えで、社会保障・税一体改革、御党や公明党の皆さんの御理解もいただいて、何とかこれを、党の方は相当傷みましたが、だけれどもそれを何とかまとめました。私は、今もその気持ちが変わっておりません。

ただ、先ほど来言っていますような経済状況、特に消費がこれだけ力強さを欠いているという中で、私は、ここでもう一度消費税の引き上げを先送りせざるを得ない状況だ、そういうふうな思っております。

その際に、四つのことを申し上げておきたいと思えます。総理は、いや、先送りしないと言っていますから、これはお答えは要りませんが、四つのことを申し上げておきたい。

一つは、二〇二〇年度の基礎的財政収支黒字化、この目標は変えない。したがって、そのためにはやはり二〇一九年四月には一〇％に上げる。そうでない間に合いません。そのことをしっかりと守る。

そして、二番目は、法律にも書いてありますが、行政改革、行政改革をしっかりとやるということ

総理、この三年半見ていても、私は余り進んでいるようには思えないんですね。公共事業を重点化していく、そして国民の皆さんに負担をお願いする以上、国会議員の歳費や公務員人件費も含めて削減する、そういったことを含む行政改革の具体的計画を同時に策定しなければ、私はマーケットの信頼は得られないと思えます。

三番目は、社会保障の充実策です。本来であれば、来年四月から、残された、例えば年金の、低年金者に対する年額六万円の給付、こういうものは制度として、一時的に三万円を配る話じゃありませんよ、制度としてしっかりと始めるはずですね。子ども・子育てもあります。そういうものは、消費税の引き上げを送り送るからといって先送りしない、これは四月からちゃんとやる。それはある意味で、私は機動的な財政出動の中身だと思えます。公共事業じゃないんです。

そして、財源は、上げるまでは赤字国債でやるしかありません。つまり、二年間は赤字国債で賄うということですね。

そして、四番目……(発言する者あり) ○会長(浜田靖一君) 静粛に願います。

○岡田克也君 二年間時間ができたわけですから、もう一度、軽減税率の導入は白紙に戻して、総合合算制度や給付つき税額控除と、どれが一番望ましいかということをおきさんと議論し直す。

この四点を提案しておきたいと思えます。もし何か、総理、ありましたら。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 消費について言えば、確かに消費に、今回は、この一三三においては個人の最終消費についてはプラスになっておりますが、しかし、消費が弱いということについては、消費税を引き上げて以来弱いのは事実でありますし、その弱さにおいて、我々の予想よりも弱いというのは事実でございます。そこに我々も注目をしているわけでございます。

ただいま、私は、岡田代表から具体的な御提案をいただいた、このように思っています。いわば経済をしっかりと成長させていかなければいけない、

また、その果実を生かしていく、あるいは、既に国民の皆様にお約束をしている社会保障等々についてどのように対応していくか、そして、その財源についても御提案をいただいたと思っております。

ただ、まだ我々はそういう判断を、今申し上げた、従来の、申し上げた考え方の中で判断をしていく、適切に判断をしていくわけでございますが、今の岡田代表の御提案は御提案として何とおきたい、このように思います。

○岡田克也君 議題をかえます。

総理は、自民党の憲法改正草案、これについて、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義など、現行憲法の基本原理は私たち自民党の憲法改正草案においても貫かれていくというふうに答弁されました。二月三日の予算委員会です。

そこでお聞きしたいんですが、そこで貫かれていく、今の現行憲法として自民党の憲法改正草案、これを通して貫かれていく平和主義とは具体的に何なのか、御説明ください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 我々は、七十一年前、二度と戦争の惨禍を繰り返してはならない、この不戦の誓いのもと、平和主義を貫いてまいりました。

その中において憲法の九条がございますが、第一項、第二項、こうあるわけでございますが、その中で、我々は、例えば武力の行使についても三要件がかかっているわけでございます。そして、二度と他国を侵略しない、戦禍に世界の人々を巻き込むことはしない、これこそまさに平和主義であらうと思っております。

同時に、私が今進めている積極的平和主義は、世界の平和を維持していくためにも貢献をしていくということでもあります。紛争等が起こりそうなどころにおいても、しっかりとその地域の生活の向上を図っていく、安定化を図っていく、貢献をしながら、より平和を拡大していく、平和の強度を上げていく、そのために日本が役割を果たしていく。これが私たちが今進めている積極的平和

主義であります。

○岡田克也君 自民党の憲法改正草案の九条二項には、自衛権の発動を妨げないというふうに書いてありますね。

その自衛権の意味は、私は総理に委員会で質問をしたことがありますけれども、いや、国連憲章に書いてある集団的自衛権の行使、つまり、限定したものということではなくて全面的なフルスベックの集団的自衛権の行使、こういうふうにならざるを得ないですね。そうすると、憲法改正草案で禁止されているものは一体何なのか。

今、侵略戦争と言われました。侵略戦争は、それは国連憲章上もちろん禁止されていますよ。そんなことは言わずもがなのことですよ。わざわざ侵略戦争をしませんと言ったことが平和主義とは言わないわけですか。

ですから、平和主義という名のもとで、では、どういふ国家としての行為が封じられているのか、そのことについてお答えください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 我が党の憲法改正草案であります。これは我々が野党時代にくつたものでございますが、当時、まさに、約七十年間、指一本触れてはならない、憲法議論はわばこれはしてはならないという空気を変える大きな一石を投じるものになった、こう思っているわけがあります。

そして、憲法改正の、これは草案でございます。つまり、憲法改正というのは、衆参でそれぞれ三分の二を得なければならぬわけでございます。その上において、国民投票で過半数の賛成を得て成立をするものでございます。

つまり、三分の二を得る中において、もちろん自民党で衆参でそれぞれ三分の二を得ることは、これは不可能なことでございます。恐らく与党においてもこれは不可能なんでしょう。多くの方々に賛同を得る、その賛同を得る道というのは、憲法審査会において議論を深めていくことであり、その議論を深めていく中において、我々は一石を投じたところでございます。

そして同時に、我々は、前文から全ての条文について私たちの案は告示しております。御党からは、そうした具体的なものは出ていないわけでございますが、そうしたものをしっかりと告示していただく中において、議論をし、そして恐らくこれは修文がなされていく中において、最終的に、国民の皆様にとどの条文から告示していくかというところで憲法の改正の連続というのは進んでいくんだらう、こう思っているわけでございまして、私たちが出したものは、あくまでもこれは一つの草案として、国民の皆様にご議論をいただくたき台として、一石を投じる、そういう役割を果たしている、こう思うわけであります。

大切なことは、憲法審査会において、岡田さん、これは議論することなんです。憲法審査会という場をつくって、そこで議論しないのであれば、議論しないのであれば、これは全く議論は、私

は……(発言する者あり)

○会長(浜田靖一君) 静粛に願います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 議論は全く深まらないんだらう、こう思うわけであります。そこで議論を深めながら、そこで、例えば九条ということについては改憲はできないという勢力が例えば三分の一以上いるのであれば、それはできないわけでありまして、しかし、同時に、三分の二を、形成を我々が図っていく中において、当然多くは修正されていくことになるんだらう、政治の現実はそのような現実でありますから、その中でよりよいものをつくっていききたい、こういうふうにご考えているわけであります。

いずれにいたしましても、私たちが指一本触れてはならないという考え方はないわけであります。すし、議論するための考え方、草案は告示をしております。ですから、民進党においても……(発言する者あり) 済みません、民進党ですか。民進党においても最低限草案は出していただかなければ議論のしようがないということは申し上げておきたいと思っております。

岡田さんに一つお聞かせをいただきたいと思

ますが、草案を出す、草案を出すお気持ち……(発言する者あり)

○会長(浜田靖一君) 静粛に願います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 草案を出すお気持ちがあるかどうかだけ、お伺いをさせていただきます。と思います。

○岡田克也君 まず、我々は、草案を出すつもりはありません。本場に必要ない憲法改正の項目があれば、そのことはしっかりと議論したいと思っております。しかし、私は、あなたたちとは違っています。GHQがたつた八日間ですべての全部を取りかえなさい、日本国憲法そのものを全部を取りかえなさい、というふうな考え方はありませんから、むしろ、同じ与党でも公明党の皆さんの考え方に近いですよ。必要があれば直していけばいい。だから、必要があるかどうかをちゃんと議論したらいい。

総理は言われました、憲法審査会で議論しよう。この国会で、実質、衆議院は一回もやっていませんよ。開いていないのは与党の責任じゃないですか。それでなぜ審査会に逃げるんですか。議論するならばしっかりと議論しようじゃないですか。

そして、私、一番大事な、つまり憲法の三つの原則の一つ、平和主義、これについて聞いているんですが、答えはないんです。いつの間にか、憲法改正、これはたまたまと。尻込みしないでください。自信を持って出されたんでしよう。

草案の言う平和主義の具体的な法規範として一体何を言っておられるのか、そのことをお答えください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 平和主義というのは、まさに我々は戦前の反省の中から、他国を侵略しない。これは当たり前というふうにおっしゃったけれども、しかし、そういう出来事がある世界の中で起こっているじゃないですか。そういうことをしないという事なんです。そういう状況をつくらないうように我々も貢献していくということが大切なんです。当たり前と言えはそれがなくなるとはならないんです。当たり前にする

には、その努力をしなければならぬということ
は申し上げておきたい、このように思います。ま
さに、その中で、国民の命と、そして幸せな暮ら
しを守るために私たちの責任を果たしていかなく
ればならないと考えているわけでありませぬ。

我々の憲法草案においても、いわば国連憲章に
書いてある考え方、国連憲章というのとはまさに平
和主義が貫かれています。この国連
憲章に書いてある文言とかなり近いのが第一項で
ありまして、第一項がこれは残っているわけでご
ざいます。つまり、そこにおいて平和主義は貫か
れている、こう言っているんだらうと思えます。

つまり、必要な自衛の措置しか我々はとらない。
そして、我々が申し上げているのは、必要な自衛
の措置に当然限られるわけでありませぬ。侵略とか、
戦闘的な、攻撃的な侵略、あるいは他国を踏みこ
じる、そういうことはこれから二度としないとい
うのが私たちの考え方であり、平和主義でありま
す。自民党の憲法草案におきましても、当然、平
和主義が貫かれています。これは間違いない、こう思
う次第でございます。

これは、こういうことについては、先ほども、
やはり、草案を出さずに、必要だったら何かや
るといふのは、それは考え方としておかしいん
じゃないですか。つまり、お互いに考え方を示し
合せて……(発言する者あり)済みませぬ、ちよっ
と……

○会長(浜田靖一君) やじに答えないようにして
ください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) やじが多いとしゃ
べりにくいので、ちよつと静かに。済みませぬ、
よろしいですか。

○会長(浜田靖一君) 簡潔に願います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ちよつと静かにな
るまで待たせていただきたいと思います、よろ
しいですか。

そこで、大切なことは、お互いに案を示し合っ
ていくということでありませぬ。そうしなければ、

憲法審査会においても議論がやはり深まってい
ないんだらうと思うわけでございます。

○岡田克也君 私は、今の憲法九条を当面変える
必要はないと思っております。だから、案もな
いんです。今の憲法でいい、九条でいいとい
うことですから。

今、総理のお話を聞いていて、いや、総理の言
う平和主義というのは、侵略戦争を禁じる、法規
範としてはそういう意味しかないんだということ
がよくわかりました。

でも、皆さん、それで本当にいいんですか。日
本国憲法は明らかに違つたわけでしょう。最初は、
個別的自衛権しかだめなんだ、そういう解釈で
ずつと去年まで来ましたよ。私は、今もその解釈
が正しいと思えますけれどもね。

しかし、憲法改正草案は、集団的自衛権の行使
について限定なく認めるというものですよね。そ
れは、全く考え方が変わつていっているじゃない
かと。同じ平和主義といつても、平和主義が貫か
れていると言っているけれども、貫かれないじゃな
いんですか。

総理、こういう言葉を、「いかなる紛争も、法
の支配を尊重し、力の行使ではなく、平和的・外
交的に解決すべきである。この原則を、これから
も堅く守り、世界の国々にも働きかけてまいりま
す。」これは昨年八月の安倍談話ですよ。総理の言
葉ですよ。いかなる紛争も、武力の行使ではなく、
平和的、外交的に解決する。もちろん、自国が攻
撃されたときは別ですよ。それが私は日本国憲法
の平和主義だと。

海外の紛争を、みずから日本が武力行使するこ
とで解決しない、この一線を越えてしまつて集団
的自衛権の行使を全面的に認めることにしたとき
に、私は、日本国憲法の平和主義は壊れる、そ
ういふふうに考えております。

ここは国のあり方が本当に問われるところで
す。あなたたちが憲法九条を改正して集団的自衛
権の行使を全面的に認めるということであれば、
これは国の形が変わることですから、私たちはそ

れは絶対に認めるわけにはいかない。今度の参議
院選挙で大いに議論していこうじゃありません
か。国民の判断を仰ごうじゃありませんか。いか
がですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 国連憲章も他の多
くの国々も平和主義を貫いている、そうそれぞれ
言われています。そうしますと、岡田さんの今の
言ひようであれば、ほかは平和主義ではないとい
うことになつてしまひませぬ。

つまり、まさに自民党の憲法改正草案は、多く
の平和主義を貫いているという憲法と大体相通じ
るものがございますし、そして、国連憲章と、こ
れは言わんとするところは大体同じであります。
ですから、まさに、我々は、平和主義はまず間違
いなく貫かれています、こう考えるところでありま
す。

同時に、皆さん、国民の命や、そして平和な暮
らしを守るために何をなすべきかということにつ
いては真剣に考える必要があるんですよ、岡田さ
ん。

その中において、岡田さんは、平和安全法制を
廃止する、こうおっしゃつています。
これは既に、日米のガイドラインにおいて、こ
の法制のもとに実効性を持つてきていっている
とお互いが助け合うことのできる同盟というの
はきずなを強くする。先般の、まさに北朝鮮のミ
サイルの発射の際、その効力はあらわれたと思つ
ておりますし、ハリス太平洋軍司令官が、日米の
能力は上がり、そしてそのきずな、その連携は強
くなった、こう述べています。

幾ら日米同盟が悪くなつても廃止をするつもり
なんですか。岡田さん、かつて鳩山内閣の外務大
臣で苦労されたじゃないですか。できもしないこ
とを言つて……

○会長(浜田靖一君) 時間が来ておりますので、
簡潔に願います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 日米の抑止力の意
味がわからなかつたと言つても、これは遅いん
ですよ、岡田さん。

○会長(浜田靖一君) 岡田克也君、時間が来てお
りますので、簡潔に願います。

○岡田克也君 いや、驚きました。(発言する者
あり)

○会長(浜田靖一君) 静粛に願います。

○岡田克也君 私は、総理がアメリカで演説した
ときに、本当にこれはまずいと思ひました。も
う全てアメリカの言つたとおりになりますからと、
もう裸になつたに近い。お互いに利益を踏まえて、
同盟関係、努力しながら深めていかなければいけ
ない。全部やりませぬと言つたのであれば、それは同
盟の意味がないじゃないですか。

私は、集団的自衛権の行使……
○会長(浜田靖一君) 時間がございませぬので、終
了してください。

○岡田克也君 侵略戦争との違いと境目は必ずし
も明らかでない。総理御自身が言つたとおりです
よ。侵略の定義がはつきりしないとおっしゃつた
じゃないですか。そういう世界に日本は足を踏み
込むべきではないということを最後に申し上げて
おきたいと思ひます。

○会長(浜田靖一君) これにて岡田君の発言は終
了いたしました。
次に、志位和夫君。(拍手)
○志位和夫君 きょうは、消費税増税問題につ
いて総理の姿勢をただしたいと思ひます。
二〇一四年四月に消費税を八%に引き上げて以
来、日本経済の六割を占める個人消費は冷え込み
続けております。増税から二年余りが経過しまし
たが、個人消費は増税前に比べて、この二年間、
一貫してマイナスが続いております。きょう発表
されたことし一―三月期の数値でも、個人消費は、
増税前に比べますと、実質で年額八兆円も落ち込
んだままとなつております。

三月三日の参議院予算委員会で、我が党議員の
質問に対して、総理は、八%の引き上げで予想以
上に消費が落ち込んだのは事実であり、予想以上
に長引いているのも事実とお認めになりました。
予想が外れたことを認められました。

そこで伺います。
消費の落ち込みが予想以上、想定外になったのはなぜか、その原因をどうお考えになつておられるのか、端的にお答えください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 我々は、二〇二一年の十二月に政権を担当して以来、デフレから脱却をし、そして所得をふやし、また職をふやす、この挑戦を続けてきたわけでございます。

そして、デフレではないという状況をつくることはできたのですが、デフレ脱却には至っていないわけでありまして、そのデフレ脱却には至っていない中において消費税を引き上げたことによつて、いわばまだデフレマインドが残つている中において、消費税について国民の皆様が非常に慎重になつた、同時に、経営者の方々も投資に對して慎重になつたのも事実であらうと思ひます。

しかし、雇用においては、有効求人倍率においては、四十七の都道府県の四十六で一を超えておりますし、所得についても、ベアが三年続き、また、パートの皆さんの時給は過去最高になつてゐることは事実であります。

つまり、雇用においても収入においても、これは大きな成果が出てゐるのは事実であります、やはり二十年間続いてきたデフレ、これは、世界にはそれをどう解決するかという教科書がないわけでありまして、私たちは新たな政策で臨んでゐる、まだその道半ばの中における消費税の引き上げにおいて消費の低迷が続いた、このように考へております。

○志位和夫君 私は、消費の落ち込みが予想以上になつた原因について尋ねたんですね。お答えがありませんでした。総括も反省もないという態度だと思ひます。

賃金が上がつてきたということをおっしゃいますが、働く人一人当たりの実質賃金は四年連続マイナス、五%も目減りしております。

なぜこんなに消費が落ち込んだのか。私は、八%への増税実施直前の二〇一四年一月

の本会議での代表質問で、働く人の賃金が減り続け、ピーク時の一九九七年に比べて七十万円も減つてゐることを指摘して、このような経済情勢のもとで増税を強行すれば景気悪化の悪循環の引き金を引くことになることは明らかだと述べて、増税の中止を求めました。それに対して、総理は答弁で、足元では雇用と所得が改善しているとして、増税を強行しました。

長期にわたつて働く人の賃金が減り続けているのに、その事実を見ようとせず、追い打ちをかけるように増税をかぶせた、これが消費の落ち込みが予想以上になつた原因と言わなければなりません。もう一問聞きます。

来年四月に予定されてゐる消費税一〇%への増税について、総理はこの間の国会答弁で、景気判断条項を削除した、したがつて、消費税を上げるかどうかについての景気判断を行うことを考へていないと繰り返し述べておられます。

そこで伺います。
景気判断をしないということ、消費税を一〇%に引き上げることで景気が悪化することが明白な場合であっても引き上げは行うということですか。イエスカノーかでお答えください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まず、実質賃金であります、足元の三月においては、一人当たりの実質賃金においても一・四%のプラスになりました。そして、総雇用者所得でいえば、これはみんなの稼ぎでありますから、こちらで見た方がいいんです。

というのは、先ほど申し上げましたように、百十万人、私たちは新しい雇用をつくつてゐるわけでありまして、例えば正規職員、正社員も二十六万人、これはふえたわけでありまして、生産人口が減つてゐる中で二十六万人ふえるというのは、これは結構大変なことだつたんですが、これは八年ぶり、前の安倍政権以来のことでありまして、八年ぶりのことであるということはお申し上げておきたいと思ひます。

働く人がふえる中においては、一人当たりの実質賃金ということについては、これはどうしても下がつていくわけでありまして、しかし、みんなの稼ぎで見る総雇用者所得においては、名目ももちろん、実質についても上がつてきてゐるわけでありまして、(志位和夫君「委員長、質問に答えさせてください」と呼ぶ)

しかし、今、いろいろなことを指摘されましたから、幾つか指摘をされた中において、私はその指摘の一つ一つお答えをさせていただいてゐるわけでありまして、当然、一対一でやつてゐるわけでありまして、私にも当然一つ一つ、違うことをおっしゃつていけば、それに反論する権利はありますから、反論はさせていただきます、このように思ひます。

そこで、今申し上げましたように、私たちはしっかりと実質賃金においても、実質賃金というのは、まさに三%消費税を上げましたから、この三%分を削られてしまふわけですから、そこで上げていくというのは大変なんです、三月においては、一・四%プラスになつたということはまず申し上げておきたいと思ひます。

そして、その上で、消費税につきましては、先ほど来申し上げてゐるとおりでございます、これはリーマン・ショックあるいはまた大震災級の影響のある出来事が起こらない限り、予定どおり引き上げていくという……

○会長(浜田靖一君) 総理、時間が来ておりますので、簡潔に願ひます。
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 方針に変わりはないということでございます。

○志位和夫君 私が聞いてゐることにお答えになつていない。
リーマン・ショックが大震災のような事態にならなければ、景気悪化が明白な場合でも上げるといふんですかと聞いてゐるんです。イエスカノーか、答えてください。それを聞いたんです。早く答えてください。

○会長(浜田靖一君) 時間が来ておりますので、

簡潔に。終了していただかなければなりませんので、よろしくお願ひいたします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これはイエスカノーかということでは、単純な問題ではなくて、つまりこれは、そういう状況が起きてゐるのか、そういう影響が出てくるのかということについては、これはまさに専門家の皆さんに分析をしていただかなければならないということでございます。

これは、お互いに時間を守り合つて、時間が来たらずら終わらないと、私ももつとしゃべらせていただかなければならないということになりますから……

○会長(浜田靖一君) 総理、時間が来ておりますので、終わつていただけませんか。
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今申し上げたとおりでございます。

○志位和夫君 結局、否定されなかつた……
○会長(浜田靖一君) 時間が来ておりますので、終わつていただけませんか。

○志位和夫君 結局、消費税八%への増税で増税不況を引き起こしておきながら、想定外の一言だけ、まともな反省も総括もない、消費税一〇%への増税に至つては景気判断すらしない、こんな国民生活に対する無責任な姿勢はありません。消費税一〇%への増税はきつぱり中止することを強く求めます。そして、富裕層と大企業に自分の負担を求め、税制改革によつて暮らしを支える財源をつくるべきだということを求めて、終わります。

○会長(浜田靖一君) これにて志位君の発言は終了いたしました。
次に、片山虎之助君。(拍手)

○片山虎之助君 おおさか維新の会の片山虎之助でございます。
初めてここに出てまいりますので大変上がつておりますから、どうかひとつよろしくお願ひいたします。時間は四分間なんです。これは、時間は問題で

すね。いつも幕切れは今のような話になります。

この党首討論について一言言いますと、最初は一週間に一度だった。イギリスのクエスチョンタイムと一緒にすね。しばらくたって一カ月に一回になって、そのうち、ねじれ国会なんかになりましたから、一回で、一回になった。今は、一回、大体四十五分間の一回です。

私は、もうそろそろこの党首討論のあり方を見直したらいと思ひますよ。国会改革や国会の運営の見直しの中で、もうやめるんならやめる、形を変える、やるんならやるようにする。最後の一分間、二分間で党首同士が争うなんて、私は見苦しいと思ひますよ。一遍きつちり変えてもらつたらいい。予算委員会も最近では集中審議が多いですから、そういうことを含めて、よろしくお願ひします。

本題に入ります。

消費税は、これは皆さん言われる話で、我々は、消費税の再増税は再延期すべきだ、こう思つておられます。景気は不透明、身を切る改革の成果はありませぬし、軽減税率の財源は見つからない、その上に、熊本の地震は終息しませぬ。こういうことの中で、私は、再引き上げなんということができる環境にはないと思ひますよ。

決断は、総理、早い方がいいですよ。サミットがありますから、いろいろなことがあるんでしようが、早い方がいい助かる。ぜひ御決断賜りたい。

その前に、やはり責任問題が出てきますよ。きょうも各党の方が言われましたように、責任問題が出てくる。それから、二度延期しますと、三度目が引き上げるのが難しいんです、こういうのは。ぜひそれについて総理の御所見を賜りたい。言うだけ言つて、あとは総理に答えてもらいますから。がたがたしませんから、最後。

憲法改正につきましては、きのう参議院の予算委員会でも申し上げましたように、今の憲法のいいところは残さないけません。全面改正なんという

のは、我々は無理だと思ひます。

そこで、今、国民が切実に思つている、実態のあるものについて、国民の意向を聞きながらそれを改正する憲法案をつくつて、憲法改正をここに政策を実現するんです。それを我々は三つ挙げたいです。

教育の無償化。保育を含む幼児教育から大学、大学院までの教育を全部無償にする。出生率も上がりますよ。待機児童問題なんか起こりませんよ。小中学校と同じなんだから、保育園が。ぜひこういう骨太の政策をやつてくださいますよ、長期政権なんだから、総理。

それからもう一つは、やはり地方自治の充実なんです。地方創生もいいですよ、特別交付金もいければ、地方は確実に衰退していますよ。若い人がいなくなつて、耕作放棄地があふえて、元気がありませんよ。それは、やはり東京に何でも集まり過ぎるからですよ。ここで物が決まり過ぎる、何でもここに、これをばらさないといけません。そういう思い切つた地方分権といひますか、地方に立法権を与える、課税自主権を与える、ぜひそれをやつていただきたい、こう思ひます。

あと、憲法裁判所ですよ。憲法裁判所があれば、今のような安保法制の議論はなくなるんです。そこがきつちり判断すればいい。

ぜひそういうことを着実にやつて下さい。今、九条改正をやるのは早過ぎる。やるべきじゃありません。また、緊急事態条項も、熊本を見ても、大丈夫なんだから、現状で私は上げる必要はないと思ひます。

総理の御所見を賜ります。

○会長(浜田靖一君) 安倍内閣総理大臣。簡潔に願ひます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) たくさん御質問をいただいたわけですが、まず、この党首討論をいただきたく思ひます。また、国会で御議論をいただきたく思ひます。

日本においては、予算委員会に私が出席をして、今回も百時間以上答弁をしておりますし、ほかの

委員会にも出るわけですが、ほかの国は、

大体、総理大臣が委員会に出て個別について答弁するということは少ない。英国でもそうでございますが、その中において、いわば党首討論というものが導入された。日本で、これは両方ともあるものでありますから、今、片山さんが指摘されたようなことになつたらどうと思ひます。

また、消費税につきましては、これは我々も適切に判断していきたい、こう思つております。憲法につきましては、いわば二十一世紀にふさわしい日本のあり方について、御党は勇気を持って考え方を示しておられることについては敬意を表したいと思います。

我々は、このお示しをしている憲法草案の中から、これを何が何でもということをお示しすることはないわけでありまして、これはまさに、私たちの考え方はこうですよということをお示ししている中において、では憲法審査会で議論をします、その中で、では今これが必要ですねということに収れんしていけば、でも自民党の出している草案、ここはそのままであれば賛成できませんよということであれば、私たちが柔軟に対応していきたい、こう考へているところであります。

また、御党の、今幾つか、憲法裁判所あるいは教育の無償化等について御提案等もいただきました。そういうことについてもしっかりと建設的に、審査会で、党と党が案を持ち合つて、議論が収れんしていくことを期待したい、このように思ひます。

また、片山委員にも、ぜひ元気でこれからも頑張つていただきたいと思ひます。

○会長(浜田靖一君) 時間が来ておりますので、よろしいですか。

○片山虎之助君 やりますので、お互いやりませう、やることは。

○会長(浜田靖一君) これにて片山君の発言は終了いたしました。以上をもちまして、本日の合同審査会は終了いたしました。

たしました。

これにて散会いたします。

午後三時五十二分散会

平成二十八年五月二十四日印刷

平成二十八年五月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P